

令和 7 年三重県議会定例会

予算決算常任委員会 総務地域連携交通分科会 説明資料

目 次

◎議案補充説明

- 1 議案第 104 号
令和 7 年度三重県一般会計補正予算（第 2 号）【地域連携・交通部関係】
について 1
- 2 議案第 123 号
三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の
公営に関する条例の一部を改正する条例案について 3
- 3 議案第 124 号
選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例案について 7

令和 7 年 6 月 1 9 日
地域連携・交通部

(議案補充説明)

1 議案第 104 号 令和 7 年度三重県一般会計補正予算 (第 2 号)
【地域連携・交通部関係】について

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の予算額
第 2 款 総務費	10,080,343	32,631	10,112,974
合 計	10,080,343	32,631	10,112,974

令和7年度三重県一般会計補正予算(第2号) 項目一覧表

(単位:千円)

款 項 目	事 業 目	補正前の額	補正額	補正後の 予算額	補正の概要
一般会計 (第2款)		10,080,343	32,631	10,112,974	
総務費 (第7項)		10,080,343	32,631	10,112,974	
選挙費 (第8目)		1,934,058	32,631	1,966,689	
県議会議員 補欠選挙費	県議会議員補欠選挙費	75,725	32,631	108,356	
	県議会議員補欠選挙費	75,725	32,631	108,356	県議会議員補欠選挙を執行 するための増

2 議案第 123 号 三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費負担限度額を改定するものです。

2 改正内容

(1) 選挙運動用ビラの作成 (第 5 条)

区分	改定単価	現行単価
50,000 枚以下である 場合 1 枚当たり	<u>8 円 38 銭</u>	<u>7 円 73 銭</u>
50,000 枚を超える 場合 1 枚当たり	$\frac{(419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円 } 62 \text{ 銭}) \times (\text{作成枚数} - 5 \text{ 万枚})}{\text{作成枚数}}$	$\frac{(386,500 \text{ 円} + 5 \text{ 円 } 18 \text{ 銭}) \times (\text{作成枚数} - 5 \text{ 万枚})}{\text{作成枚数}}$

(2) 選挙運動用ポスターの作成 (第 6 条)

区分	改定単価	現行単価
選挙区のポスター 掲示場の数が 500 以下の場合 1 枚当たり	$\frac{(586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭}) \times \text{ポスター掲 示 場 数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}}$	$\frac{(541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭}) \times \text{ポスター掲 示 場 数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}}$
選挙区のポスター 掲示場の数が 500 を超える場合 1 枚当たり	$\frac{(293,440 \text{ 円} + 30 \text{ 円 } 73 \text{ 銭}) \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}}$	$\frac{(270,655 \text{ 円} + 28 \text{ 円 } 35 \text{ 銭}) \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}}$

3 施行期日

公布の日から施行します。

議案第百二十三号

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年六月十二日

三重県知事 一見勝之

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成六年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（ビラの作成に係る公費の支払） 第五条 三重県は、候補者（第三条の規定による届出をした者に限る。）が同条第二号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第百四十二条第一項第三号及び第四号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 八円三十八銭 二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 四十一万九千円と五円六十二	（ビラの作成に係る公費の支払） 第五条 三重県は、候補者（第三条の規定による届出をした者に限る。）が同条第二号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第百四十二条第一項第三号及び第四号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円七十三銭 二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 三十八万六千五百円と五円十

銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

（ポスターの作成に係る公費の支払）

第六条 三重県は、候補者（第三条の規定による届出をした者に限る。）が同条第三号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）を超える場合には、当該金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 五百八十六円八十八銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額

二 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二十九万三千四百四十円と三十円七十三銭にその五百を超える数を乗じて得た金額との合計金額

八銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

（ポスターの作成に係る公費の支払）

第六条 三重県は、候補者（第三条の規定による届出をした者に限る。）が同条第三号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）を超える場合には、当該金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 五百四十一円三十一銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額

二 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二十七万六千五百五十五円と二十八円三十五銭にその五百を超える数を乗じて得た金額との合計金額

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費負担限度額を改定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

3 議案第 124 号 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に鑑み、選挙長等の報酬の額を改定するものです。

2 改正内容

区分	改定単価	現行単価
臨時選挙管理委員	1 日につき <u>10,100 円</u>	1 日につき <u>8,900 円</u>
選挙長、選挙分会長 及び審査分会長	1 日につき <u>12,200 円</u>	1 日につき <u>10,800 円</u>
選挙会及び選挙分会 の選挙立会人並びに 審査分会立会人	1 日につき <u>10,100 円</u>	1 日につき <u>8,900 円</u>

3 施行期日

公布の日から施行します。

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
右提出する。

令和七年六月十二日

三重県知事 一見勝之

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十五年三重県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（報酬の額） 第二条 臨時選挙管理委員、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人に対する報酬の額は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する職にある者で県から給与の支給を受けるもの（以下「一般職に属する県職員」という。）のうちから任命又は選任された者に対しては、報酬を支給しない（その者が同法第三十八条第一項の規定に基づき、任命権者の許可を受けて勤務時間外に職務に従事した場合を除く。）。 一 臨時選挙管理委員 一日につき <u>一万百円</u> 二 選挙長、選挙分会長及び審査分会長 一日につき <u>一万二千二百円</u> 三 選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人 一日につき <u>一万百円</u>	（報酬の額） 第二条 臨時選挙管理委員、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人に対する報酬の額は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する職にある者で県から給与の支給を受けるもの（以下「一般職に属する県職員」という。）のうちから任命又は選任された者に対しては、報酬を支給しない（その者が同法第三十八条第一項の規定に基づき、任命権者の許可を受けて勤務時間外に職務に従事した場合を除く。）。 一 臨時選挙管理委員 一日につき <u>八千九百円</u> 二 選挙長、選挙分会長及び審査分会長 一日につき <u>一万八百円</u> 三 選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人 一日につき <u>八千九百円</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に鑑み、選挙長等の報酬の額を改定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。